

【参考資料】重層的支援体制整備事業実施のポイント

◎ 厚生労働省「令和3年度全国厚生労働関係部局長会議（令和4年1月26日）」詳細資料のポイントを全社協地域福祉部が整理。

1. 重層的支援体制整備事業について

(1) 重層的支援体制整備事業の枠組みについて

- 重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
- そのため、従来、分野（介護、障害、子ども・子育て、生活困窮）ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助（既存事業）に、新たに多機関協働や参加支援等の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」として交付する。
- なお、令和4年度に重層的支援体制整備事業を実施する134市町村（令和3年10月に実施した国の意向調査で重層事業を実施すると回答した市町村）は、【表1】のすべての事業を実施することが必要であり、国は重層的支援体制整備事業交付金としてこれらの事業に必要な財源を交付する。

【表1】（重層的支援体制整備事業で実施する事業）

事業名	
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営 ＊改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のイ
	障害者相談支援事業 ＊改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のロ
	利用者支援事業 ＊改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のハ
	生活困窮者自立相談支援事業 ＊改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のニ
	福祉事務所未設置町村による相談事業
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業 ＊改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のイ
	生活支援体制整備事業 ＊改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のロ
	地域活動支援センターの基本事業 ＊改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のハ
	地域子育て支援拠点事業 ＊改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のニ
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業（注）
新たな機能	参加支援事業 ＊改正社会福祉法第106条の4第2項第2号
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ＊改正社会福祉法第106条の4第2項第4号
	多機関協働事業 ＊改正社会福祉法第106条の4第2項第5号

（注）現行の「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」は令和3年度限りで廃止し、令和4年度に「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を新たに創設。

(2) 重層的支援体制整備事業交付金について

- 重層的支援体制整備事業交付金については、各分野の相談支援及び地域づくりにかかる既存事業の補助金等を一体化するとともに、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった新たな機能に係る補助を追加して交付するもの。
- 既存事業分については、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様としている。令和4年度予算案における既存事業及び新たな機能に係る各事業の補助率は【表2】のとおりであり、新たな機能分の補助基準額は【表3】のとおり予定。
- なお、新たな機能分（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）としているが、これは制度施行当初の移行準備期間としての措置であり、令和5年度以降の補助率は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。

【表2】(令和4年度における重層的支援体制整備事業で実施する各事業の補助率等)

	事業名	補助率等			
		国	都道府県	市町村	その他
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	基幹相談支援センター等機能強化事業等 ※1	50/100以内	25/100以内	25/100	—
	利用者支援事業	2/3	1/6	1/6	—
	生活困窮者自立相談支援事業	3/4	—	1/4	—
	福祉事務所未設置町村による相談事業	3/4	—	1/4	—
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100 (1号保険料) 27/100 (2号保険料)
	生活支援体制整備事業	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	地域活動支援センター機能強化事業 ※2	50/100以内	25/100以内	25/100	—
	地域子育て支援拠点事業	1/3	1/3	1/3	—
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	1/2	—	1/2	—
新たな機能	・ 参加支援事業 ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・ 多機関協働事業	3/4	—	1/4	—

※1 地方交付税を財源として実施される障害者相談支援事業に加えて、重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する「相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業等）」を実施する場合

※2 地方交付税を財源として実施される地域活動支援センターの基本事業に加えて、重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する「地域活動支援センター機能強化事業」を実施する場合

【表3】(令和4年度における新たな機能分の補助基準額)

市町村人口規模	補助基準額（円）
10,000人未満	25,300,000
10,000人以上～30,000人未満	28,000,000
30,000人以上～50,000人未満	31,000,000
50,000人以上～100,000人未満	33,800,000
100,000人以上～200,000人未満	42,000,000
200,000人以上～300,000人未満	50,500,000
300,000人以上～500,000人未満	56,000,000
500,000人以上	61,800,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

(3) 多機関協働事業等について

- 重層的支援体制整備事業には、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加。
- 「多機関協働事業」は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援するもの。具体的には、重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める等の取組を実施。
- 「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」は、複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けるもの。具体的には、各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。また、本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。
- 「参加支援事業」は、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行うもの。具体的には、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源間のコーディネート、本人と支援メニューのマッチングを行うほか、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。また、本人と支援メニューをマッチングした後、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをするとともに、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートを行う。

2. 重層的支援体制整備事業関連の令和4年度予算案

- 令和4年度予算案においては、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、「重層的支援体制整備事業」に加えて、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」、「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」、「重層的支援体制構築推進人材養成事業」を実施するために必要な経費として、計261億円を計上。

(1) 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

- 令和 3 年 4 月に施行された社会福祉法において重層的支援体制整備事業が創設されたため、これまで実施してきたモデル事業は令和 2 年度に廃止し、令和 3 年度に「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を創設（移行準備事業は生活困窮者就労支援事業費等補助金の事業として実施）。
- 移行準備事業は、市町村が実施主体となり、令和 5 年度以降に重層的支援体制整備事業へ移行するために必要な経費に対して補助するもの。具体的には、重層的支援体制整備事業の実施に向けた市町村の体制整備に取り組むことを目的とし、府内外の関係者・関係機関との連携体制を構築するための取組や多機関協働の取組を必須としつつ、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援の取組等を対象に補助する予定。
- 令和 4 年度における移行準備事業の国の補助率は 3/4（市町村の負担は 1/4）としており、補助基準額は【表 4】のとおり予定。なお、令和 5 年度以降の補助率は、都道府県の負担割合を導入することとし、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4。また、移行準備事業の補助期間は有期とし、モデル事業の補助期間は含めず 3 年以内。

【表 4】(令和 4 年度における移行準備事業の補助基準額)

市町村人口規模	補助基準額（円）
10,000 人未満	16,900,000
10,000 人以上～30,000 人未満	18,700,000
30,000 人以上～50,000 人未満	20,700,000
50,000 人以上～100,000 人未満	22,500,000
100,000 人以上～200,000 人未満	28,000,000
200,000 人以上～300,000 人未満	33,700,000
300,000 人以上～500,000 人未満	37,300,000
500,000 人以上	41,200,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年 1 月 1 日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

(2) 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

- 都道府県後方支援事業は、都道府県が実施主体となり、市町村が推進する重層的な支援体制整備の後方支援として都道府県が行う各種取組に必要な経費に対して補助するもの。
- 具体的には、市町村における府内・府外連携促進のための支援、市町村間の交流・ネットワーク構築支援、重層的支援体制整備事業への移行促進等を目的とした研修の実施、重層的支援体制構築のための実態調査等の取組を対象に補助するもの。なお、都道府県後方支援事業の国の補助率は 3/4（都道府県の負担は 1/4）としている。
- また、社会福祉法には、国及び都道府県の責務として、市町村において重層的支援体制整備事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨が規定されている。具体的には、都道府県の広域的・専門的な機能として、都道府県が実施している相談支援等の機能及び市町村の重層的支援体制との連携により、複雑化・複合化した課題を有する者への包括的な支援体制の充実が図られること、また、市町村への必要な後方支援を行うことが期待される。